

第1回埼玉県文化財保護活用大綱有識者会議 会議録

1 日時・場所

- (1) 日時 令和元年9月9日(月) 午後2時30分から午後4時10分
- (2) 場所 県立文書館 3階 講座室2

2 出席及び欠席の委員名

- (1) 出席委員 岩田泉委員、朽木宏委員、實松幸男委員、根岸茂夫委員、
本奈代子委員
- (2) 欠席委員 内田奈芳美委員

- (3) 埼玉県教育委員会
小松弥生教育長、依田英樹副部長、案浦久仁子課長、
末木啓介副課長、森内優子文化財活用担当主幹、
井上かおり博物館担当主幹、佐藤康二史跡・埋蔵文化財担当主幹
内田幸彦指定文化財担当主幹、大橋毅頭指定文化財担当主任、
木山加奈子指定文化財担当主事

4 議 事

(司会・進行 末木副課長)

- (1) 開会(末木副課長)
- (2) あいさつ(小松教育長)
- (3) 委員紹介(各委員による自己紹介)、事務局職員紹介
- (4) 会議成立について確認(末木副課長) ※出席5名、欠席1名
- (5) 座長選出

出席委員5名による互選により、根岸委員を座長に選出。

- (6) 傍聴について 希望者なし

(7) 報告と意見聴取

- ①本県文化財等の概要について

※資料1に基づき、案浦課長が説明後、意見聴取

(座長) 今回の大綱は改正された文化財保護法第183条の2に、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。」「都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。」と定められたことに基づくものである。

特に問題となるのは、少子・高齢化による文化財の担い手不足である。また、保存だけでなく活用も重視され、地域の活性化が期されている。県・市町村に

は、責任を重くしているところも見られる。歴史文化を見つめなおし、地域活性化につなげることについて、各地で活動されている人々の意見をまとめるというのがこの会議の趣旨である。いろいろな御意見を頂戴したい。

(委員) 前提的な話だが、文化財を保護するのはそもそも何のためか。文化財は誰のものか。未指定を含めた文化財を扱うということで、「何のため」が変わりつつあるのではないか。従来の指定主体のジャッジは、文化財的に貴重だから、というものであったが、今後は受け取り手それぞれの背景やアイデンティティが問題となるだろう。

(委員) 文化財とは国の宝、後世に残したいものであるが、レベルはいろいろである。国・県・市は、指定した以上、財政負担が必要となる。本当は、文化財は全部大事であるが、大きな組織が動く場合には、ヒエラルキーが生まれ、それが指定である。一方、活用という視点は、身近なものに日本人のアイデンティティがあり、これをストーリー化するものである。絵画は活用に限界があるが、建物は活用していくことで保存が図れる。建造物の国登録は、築50年以上が対象となるが、登録になることで国のお墨付きが得られ、そのことで所有者も保存の動機付けがなされる。優先順位は付けざるを得ないが、それだけではない。

(委員) 日本人の誇り、ストーリー作りの象徴となるなど、国にとって重要なものと、自分にとって重要なものがある。これが大切だと思う。国にとっての指定の意図と、文化財の担い手にとっての意図が違ってよいのだろうか。

(委員) 必ずしも国にとって大事である必要はなく、一人ひとりが守りたい、大切だと思えることが重要ではないか。国から守ってくださいと言われて守るものではない。

(委員) 地域とは切り離せないということか。

(委員) 発掘調査を小学生が見学した。昔の人達が生活していた場所が近くにあること、長野県で産出する黒曜石が桶川にも存在したことを知って、小学生が感動した、という事例である。どんな価値かは人によって違うとしても、文化財は多くの先人が守り伝えて来たもので、金では買えない価値がある。先人が大切にしてきたものを、未来に伝えることは、価値がある。有名なものだけでなく、石ころ一つでも調べることによって価値が認められる。こうしたことが法改正の意味である。文化財保護法は、崇高な理想を述べているが、実際にはそうでない状況がある。行政は喫緊の課題に対応しなければならない状況で、文化財へどう振り分けるか、これは至難である。文化財予算を何年要求しても、切られてしまうこともある。子供は、文化財から得られた感動を、将来の宝物として生きていく。一方、一般の働き盛りの人々には余裕がなく、文化財を優先できない事情がある。文化財保護審議会では熱意ある議論がなされるが、財政当局は重きの置き方が難しく、なかなかこうした社会的ニーズを意識してくれない。こうしたことを大綱に反映させるといい。

(委員) 子供が感動というのは嬉しいことだ。一つの石を通して歴史をイメージできる。私も小鹿野春祭りへ参加することで、笠鉾を守ってきた人々に混じった。

(委員) 博物館にはいろいろな人が来る。実物、あるいは根拠あるレプリカを見て、

来館者にその地域を知ってもらおう。ありきたりではあるが、感動する人は多い。文化財にはいろいろな価値があるので、何のために守るかについて、一つの答えを求めると難しい。近年増えた来館者には、デイサービス利用者が多い。昔の道具を使用した回想法は、認知症へのアプローチとして注目されている。文化財にはいろいろな価値がある。指定は優品主義で進められてきたが、戦後は民俗文化財、歴史資料など、単品でない文化財の価値を認める方向性も出て来た。価値についての問題に関しては、県民にとって価値があるのかどうかが一番重要である。これまで指定外のものについては、行政が責任を持っていないものとして、扱うべきでないとの意見もあった。これからは、考え方としては広げていく方向でよいと思う。

(委員) ゆくゆくは、世界平和に資するなど、普遍的な価値に繋がるのであろう。

小鹿野歌舞伎も一時期衰退していたが、文化財指定後、復活した。

(委員) 獅子舞が復活した事例があるが、中断以前よりも盛り上がりを見せている。第三者に認められたことが嬉しかったのだと思う。

(座長) ここではいろいろな意見を出すことが重要。そこから大綱に取り入れるという趣旨である。文化財、予算、子供、地域での役割などに関する御意見があった。

(委員) ここで、「資料2 本県文化財等を取り巻く課題」について教育委員会から説明をいただいて、さらに議論してはどうか。

②本県文化財等を取り巻く課題について

※資料2に基づき、案浦課長が説明後、意見聴取

(座長) 3つの課題が示されたが、保存と活用のバランス等、一見矛盾したような問題も見られる。

(委員) 具体的に検討する中で、矛盾するものもある。楽しいと実感される文化財は守られ、そうでないものは守られないおそれがある。果たしてそれでよいか。小鹿野では、地区ごとの歌舞伎は、自分たちがやらねばならないものと考えられている。体験者に担ってもらう必要はない。歌舞伎を地域外の人々に開くことはない。これがいいのかどうか。一方、河原沢のオヒナゲエは担い手の範囲を広げている。バスで人々を連れてきている。こうしたことは、地域ごとに答えを出すべきことであろう。

(座長) 地域でもそれぞれ答えを出す必要がある。一方で、文化財的・学術的な価値付けがあり、これをどう守るかが重要である。

(委員) その場その場で異なる。国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財である庄和の大凧揚げは、かつては西宝珠花の上組・下組のみが担っていた。現在は市の観光課も一緒になって凧の引き手を募集している。観光化は悪いことではない。一方で、伝統的な姿を記録に残すことも重要である。担い手の問題は、柔軟に考えなければならない。地域が自ら考えることは重要であり、そこに観光が入ってもよいと思う。

(委員) 何を大切にすることが重要である。

(委員) かつて庄和には大風会館があった。野田市の関宿城と結んで観光活用されていた。地域の側にも自覚が必要である。民間活力、連携の中に、文化財担当も入っていくべきである。その中で、学術的な価値、地域にとっての価値を守る必要がある。

(委員) まちづくりの団体として、民間と行政の考え方の違いを感じて来た。

行政に頼らず、資金を確保することが重要である。日本遺産についても、外部の業者提案でなく、地元発の発注書や業者選定があるべきではないか。

(委員) 足袋蔵ネットワークのモットーは何か。

(委員) 市民が自分の町を誇りに思うことが重要である。一人ひとり、誇りがあれば、自分の家の先はきれいにするだろう。価値観の転換が重要である。世界遺産となっている村々でも、非日常を演出するのではなく、日常の中にホスピタリティがある。

(委員) 自分の目の前の、できることからやることが重要である。

(座長) さらに予算が活性化されるとよい。

(委員) 足袋蔵ネットワークには、建築士が所属しており、かつては国登録にあたっての意見具申書類は、メンバーが所見を書いていた。

(委員) 三つの課題が挙げられた中で、「関心・理解の一層の向上」が最も重要である。三つの課題は、上から順番に実施していかないと難しい。予算の縛りがある中、学芸員や関心のある人が増えていかないとうまくいかない。市民の関心・理解向上のために、どういうアピールをすればよいか。そこで、市民を縛る形はよくない。予算が潤沢な市町村はないであろう。予算には優先順位がある。文化財の専門家が集まって作ったようなものでない、現実を直視した策を挙げられればよい。

(座長) 3つの課題は、互いに結びつきながら存在している。それらがうまくつながるように、市町村を縛るのではなく、向上につながるよう援助することが必要である。難しいが、後継・継承の仕組みづくりが重要だ。保存と活用のバランスを取ることは、ある意味矛盾である。文化財は学術的な価値付けがなされたものであるが、一方で地域にとって大切なものは他にもある。未指定文化財は文化財の候補と考え、一体化していく方向性が必要である。私は、国・県・市町村の指定文化財には価値の優劣はないと思う。あくまでも学術的な位置づけの差である。地域にとって重要なものに対して、学術的な価値づけが行われることで、文化財となる。文化財がどんどん増えていくことを前提として活用すべきである。

(委員) 例えばこの紙コップも、ある人にとっては重要であり得る。未指定でも地域にとって重要なものがある一方、文化財を指定するという事は、審議会で審議して指定の答申が行われるなど、手順が必要である。理念的には未指定文化財の重要性は理解できるが、何をもって価値があると判断するかは難しい。大切なものを伝えたい気持ちは分かるが、基準が必要である。

(座長) パルプ製のコップであっても、時代の変化の中で、価値づけが生まれることはあり得る。

(委員) 文化財指定は、類型によって手法が異なる。保護の手法も異なる。

(座長) 埼玉県も県西部と県東部では歴史的な展開が異なる。西部の山間から丘陵にかけて、また熊谷など扇状地の扇端部には、古い歴史文化が見られる。一方、東部の低湿地には江戸以降の新しい開発に伴う歴史文化が見られる。近代以降は、鉄道敷設による都市化や、渋沢栄一による日本煉瓦工場など、様々な歴史的变化の中で、文化財はできている。これらを繋ぎあわせてストーリー化し、地域を超えて捉えることが必要ではないか。歌舞伎についても、19世紀、化政文化と呼ばれる文化・文政期に江戸文化が地方に伝播して、農村歌舞伎が生まれた。当時の担い手は、若者であった。文化財をつなぎ合わせて、地域の歴史・文化財のストーリーができないか。市町村単位ではなく、それを超えたものを盛り込めれば。

(委員) 関心・理解の向上と文化財の活用と、興味深い。県の文化遺産調査活用事業は、テーマによる調査を行っているというが、市町村を超えたテーマを選定したものか。

(文化資源課) 無形民俗文化財調査の「巡り・廻りの民俗」については、市町村でなく県が実施すべき調査として、市町村域を超えることもある神仏の巡行行事を取り上げたものである。

(委員) 県の調査が土台、ベース、嚆矢となって、その後に同じテーマの市町村の調査が続くことが多い。県の調査が先行することで、後に続く調査を市町村が行うことができ、文化財の価値づけができるようになるのである。近代和風建築調査などが好例である。

(文化資源課) ここで、本日御欠席の委員からお寄せいただいた意見を紹介する。民間や市民団体などが、利活用するときのハードルを下げる。利益を出しながら利活用したい主体は各地域に存在していると思う。文化財を守る最低限は担保しつつも、きちんと利益を出しながら活用できることを許容するようなかたちをつくっていくことが必要かと思う。収入源というだけでなく、周辺住民への文化財の存在認知へもつながると思う。

(8) 閉会